

厚生労働省
東京労働局発表
平成27年6月26日

担
当

東京労働局需給調整事業部
需給調整事業第二課長 伊藤 慎吾
需給調整事業第二課長補佐 本橋 浩司
主任需給調整指導官 竹中 文恵
電話 03-3452-1474
FAX 03-3452-5361

民間人材ビジネスに対する指導監督状況

～ 労働者派遣事業所の 72.6%に法令違反、9社(過去最多)に対して行政処分 ～

東京労働局(局長:西岸 正人)は、平成26年度における民間人材ビジネス(労働者派遣事業及び職業紹介事業)に係る指導監督状況を取りまとめましたので、公表します。

<平成26年度指導監督概要>

【行政処分】

- ☆ 悪質な法令違反により、労働者派遣元事業主9社に対して事業停止命令などの行政処分を実施。
- ☆ 東京局において9社に及ぶ行政処分実績は、過去最多。
- ☆ 行政処分を実施した9社のうち、5社はIT技術者の多重派遣。

【行政指導】

- ☆ 労働者派遣事業1,632事業所、職業紹介事業609事業所に対して指導監督を実施した。(3ページの表1を参照)
- ☆ 是正指導率は、労働者派遣事業72.6%、職業紹介事業29.9%であった。(3ページの表2を参照)

I 行政処分の実施状況

平成 26 年度は 9 社に対して労働者派遣法に基づき行政処分を行った。

- ・一般労働者派遣事業停止命令(労働者派遣法第 14 条第 2 項)……2 件
- ・特定労働者派遣事業停止命令(労働者派遣法第 21 条第 2 項)……6 件
- ・労働者派遣事業改善命令(労働者派遣法第 49 条第 1 項)……7 件

	一般/特定	処分理由	処分内容	処分日
1	一般派遣元1社	業務改善命令中に不正な是正報告を行ったため。	事業停止命令 2カ月	平成26年4月7日
2	特定派遣元1社	特定労働者派遣事業の届出のまま、許可なく一般労働者派遣事業を行ったため。	事業停止命令1 カ月/改善命令	平成26年5月12日
3	特定派遣元1社	システムエンジニアをIT企業へ多重派遣を行ったため。	事業停止命令 2週/改善命令	平成26年7月28日
4	一般派遣元1社		改善命令	
5	特定派遣元1社	労働者派遣事業停止命令期間中に新たな労働者派遣契約を締結したため。	事業停止命令 2カ月	平成26年8月25日
6	特定派遣元1社	電気機器メーカーへ二重派遣を行ったため。	事業停止命令1 カ月/改善命令	平成26年9月29日
7	一般派遣元1社		事業停止命令1 カ月/改善命令	
8	特定派遣元1社	移動通信サービス提供会社へ多重派遣を行ったため。	事業停止命令 2週/改善命令	平成26年12月11日
9	特定派遣元1社	派遣禁止業務である建設業務へ派遣を行ったため。	事業停止命令 2週/改善命令	平成27年3月2日

※ 詳しくは東京労働局のホームページ(http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/houdou/_113814.html)をご参照ください。

[労働者派遣事業の種類]

- ※ 一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいい、例えば登録型や臨時・日雇の労働者を派遣する事業がこれに該当します。一般労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣の許可が必要となります。
- ※ 特定労働者派遣事業とは、常時雇用される労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業をいいます。特定労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣への届け出が必要となります。

Ⅱ 行政指導の実施状況

表 1 指導監督実施事業所数

	平成 26 年度	平成 25 年度	対前年度比
全事業所数 計	2,519 件	2,311 件	9.0%
うち労働者派遣事業	1,632 件	1,674 件	▲2.5%
うち請負事業	278 件	169 件	64.5%
うち職業紹介事業	609 件	468 件	30.1%

表 2 是正指導を行った延べ事業所数

	平成 26 年度	平成 25 年度	対前年度比
全事業所数 計	1,505 件	1,349 件	11.6%
うち労働者派遣事業	1,185 件	1,086 件	9.1%
うち請負事業	138 件	97 件	42.3%
うち職業紹介事業	182 件	166 件	9.6%

表 3 是正指導率（上記、表 2÷表 1×100）

	平成 26 年度	平成 25 年度	対前年度比
全事業所数 計	59.7%	58.4%	1.3P
うち労働者派遣事業	72.6%	64.9%	7.7P
うち請負事業	49.6%	57.4%	▲7.8P
うち職業紹介事業	29.9%	35.5%	▲5.6P

4 主な指導内容

(1) 労働者派遣事業に関するもの

① 派遣元への指導内容

○労働者派遣契約（法第 26 条第 1 項）	<ul style="list-style-type: none"> ・就業日、就業時間がシフト制とされているにもかかわらず、シフトが定められていない。 ・派遣就業の時間外労働の限度時間数や休日労働の限度日数が定められていない。
○就業条件等の明示（法第 34 条）	<ul style="list-style-type: none"> ・就業条件の内容に不足がある、あるいは明示がなされていない。
○労働者派遣に関する料金額の明示（法第 34 条の 2）	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者に対して派遣料金の額の明示が正しく行われていない。
○派遣元管理台帳（法第 37 条）	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元管理台帳の記載内容に不備がある。
○派遣先への通知（法第 35 条）	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元から派遣先へ通知する内容に不備がある。

② 派遣先への指導内容

○抵触日の通知（法第26条第5項）
・派遣受け入れ期間の制限に抵触する日を通知していない。
○派遣先管理台帳（法第42条）
・派遣先管理台帳の記載内容に不備がある。

(2) 請負業者、発注者への指導内容（実態が、労働者派遣であったもの）

○無許可、無届出の労働者派遣事業の実施及び受入れ（法第5条、第16条、法第24条の2）
・無許可、無届出のまま労働者を派遣し、又は受け入れていた。
○派遣可能期間を超えた労働者派遣の実施及び受入れ（法第35条の2、第40条の2第1項）
・派遣可能期間を超えて労働者派遣を実施し、又は受け入れていた。

(3) 職業紹介事業に関するもの

○労働条件の明示（法第5条の3）
・求職者に対して業務の内容、労働契約の期間などを正しく明示していない。
○取扱職種の範囲等の明示（法第32条の13）
・取扱職種の範囲を明示していない。
・手数料、苦情の処理に関する事項などを正しく明示していない。
○帳簿書類の備付け（法第32条の15）
・求人求職管理簿が作成されていない、あるいは記載すべき事項が記載されていない。

Ⅲ 法制度の周知状況

法制度の周知を図るため、派遣元事業主、派遣先などを対象に研修会及びセミナーを開催した。平成26年度は、地方公共団体を対象とした派遣・請負適正化セミナーを初めて実施した。

種 別	実施回数（回）	出席人員（人）
派遣元事業主	73	2,746
派遣先	12	602
職業紹介事業者	48	1,616
労働者	6	110
その他（関係団体等）	18	953
うち地方公共団体	2	137
合 計	157	6,027

IV 平成 27 年度の指導監督方針のポイント

- 平成 24 年の労働者派遣法改正により規定された「労働契約申込みみなし制度」が、本年 10 月 1 日から施行されるため派遣先等を中心に幅広く周知活動に努める。
- 労働者派遣法の改正法案が成立した場合には、周知・広報活動などに取り組み、円滑な施行に努める。
- 労働者派遣事業主及び職業紹介事業者等の民間人材ビジネス並びに派遣先等に対する厳正な指導監督を計画的かつ効果的に実施する。特に、いわゆる偽装請負など悪質な違反及び是正指導後も違反を繰り返す事業主等に対しては、行政処分等を含め厳格な対応を徹底する。

<参考:東京労働局管内許可届出事業所数の推移>

